

広島県告示第六百五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、平成二十七年十一月二十四日までの間、縦覧に供する。

平成二十七年十一月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道吉和戸内線	<p>山県郡安芸太田町大字打梨字大竹谷五〇八番一地从ら</p> <p>山県郡安芸太田町大字打梨字大竹谷五〇八番一地从先まで</p> <p>山県郡安芸太田町大字吉和郷字吉和郷川西平一七四六番一地从先から</p> <p>山県郡安芸太田町大字吉和郷字吉和郷川西平一七四六番一地从先まで</p> <p>山県郡安芸太田町大字吉和郷字吉和郷川西平一七三一番一地从先から</p> <p>山県郡安芸太田町大字吉和郷字吉和郷川西平一七三三番一地从先まで</p>	平成二十七年十一月九日